

業務用（toB）商品開発モデル実証業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

本県の農畜水産物を活用し、6次産業化等の付加価値向上に取り組む農業法人等において、小売用（toC）商品の開発は、近年の資材高騰等の影響を受ける中、コスト面や労力面等の負担が大きく、継続的な収益の確保が課題となっている。

このため、業務用（toB）需要に対応した商品開発や販路開拓に向け、モデル実証を通じて開発コストの軽減や新たな需要の開拓などのメリットを享受できる新たなビジネスモデルの創出を図る。

2 業務の名称

業務用（toB）商品開発モデル実証業務

3 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

4 対象品目

部門別	既調査品目	新規調査対象品目
農産物	日向夏、へべす、ライチ	ゆず、きんかん、マンゴー、レモン、グレープフルーツ、くり、いちご、しょうが、その他果樹・野菜 等
水産物	フィッシュミート（ボラのすり身）	鮮魚、加工品 等

5 業務内容

（1）業務用（toB）商品開発のモデル実証

上記4の新規調査対象品目から3品目以上を選定の上、次の①～⑤を実施する。
ただし、上記品目以外の追加提案も可とする。

① モデル事業者の選定

選定したそれぞれの対象品目において、県と協議の上、県内の農業法人等を中心にモデル事業者を選定する。

② 業務用（toB）商品の需要調査

業務用（toB）商品等の開発に向け、実需者に対する需要調査の設計、調査の実施、実施結果の分析を行う。

③ 実需者とのマッチング

新規調査品目の商品開発や販路開拓に向け、モデル事業者と実需者とのマッチング（１品目につき実需者３者以上）を１回以上実施する。

④ 業務用（toB）商品等の開発支援（助言・指導、評価）

業務用（toB）商品等の開発に向けてモデル事業者に対して助言・指導（１品目につき３商品以上、また２回以上モデル事業者を直接訪問又は、直接面談すること）を行い、モデル事業者の取組状況の評価を行う。

⑤ 経営改善効果の検証

上記①～③の取組を踏まえたモデル事業者の経営改善効果の検証を行う。

（２）上記４の既調査品目のフォローアップ

令和６年度に検証した上記４の既調査対象品目について、業務用（toB）商品等の開発や販路開拓に向け、各事業者に対し商品のブラッシュアップ等の助言・指導、評価、実需者とのマッチング、商談状況の進捗管理等のフォローアップを行う。

（３）その他

本業務の目的に資するもので仕様書の記載内容以外に効果的な取組について、予算の範囲内で提案すること。

６ 留意事項

- （１）受託者は、当該業務を実施するに当たり、県やモデル事業者、実需者と十分な調整を行うこと。
- （２）当該業務に係る経費は、上記５の業務内容に必要な経費以外に充当してはならない。
- （３）当該業務について、委託契約締結時に定める業務委託仕様書の事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。

７ 成果品等の提出

- （１）成果品等については、委託契約締結時に定める、業務委託仕様書に基づき、令和８年３月３１日（火）までに報告書等の必要書類を提出すること。
- （２）作成した報告書等は、指定様式の他に業務の実施状況が確認できる資料（需要調査の分析結果、モデル事業者と実需者とのマッチング結果、商品等の開発支援の状況、経営改善効果の検証結果を定量的に示したもの等）を添付して提出すること。

８ 経費

履行までに要するすべての経費を含む。

９ その他

- （１）成果品等についての権利は、県に帰属する。
- （２）成果品等についての電子データは、県へ提出する。